

【重要】教員免許状関係の手数料改定と申請に関するお知らせ

秋田県教育職員免許状手数料徴収条例の改正に伴い、令和8年4月1日より各種手数料が改定されます。

また、手数料適用の基準については、申請書類が県に届いた日を基準に運用されます。

申請にあたっては以下の点に十分ご注意ください。

1 手数料の改定内容（令和8年4月1日施行）

手数料の区分	現行（令和8年3月31日まで）	新料金（令和8年4月1日から）
普通免許状の授与	3,300円	3,600円
特別免許状の授与	3,300円	3,600円
臨時免許状の授与	1,700円	2,000円
普通免許状への新教育領域追加の定め	3,300円	3,600円
臨時免許状への新教育領域追加の定め	1,700円	2,000円
教育職員検定	1,700円	2,000円
免許状の書換え	870円	1,000円
免許状の再交付	1,100円	1,300円
授与証明書の交付	400円	500円

2 【重要】新旧料金の適用基準について

手数料は、郵送物の消印日ではなく、秋田県教育庁義務教育課に書類が「到着した日」の料金が適用されます。

－ 年度末の申請に関するご注意 －

- ◆ 令和8年3月31日までに当課へ届いたもの ➡ 旧料金（上記の表：現行に記載の額）
- ◆ 令和8年4月1日以降に当課へ届いたもの ➡ 新料金（上記の表：新料金に記載の額）

【注意】

- ◆ 3月30日にポストへ投函しても、当課への到着が4月1日になった場合は新料金が適用されます。
- ◆ 3月31日の消印があっても、到着が4月1日以降になれば「新料金」となります。
 - ※ 郵便事情を考慮し、投函してください。
 - ※ 「消印有効」ではありません！「必着」です
 - ※ ポスト投函日ではありません

3 不備のある申請書類の取扱い（必ずご確認ください）

申請書類に不備（必要書類の不足、手数料不足、形式上の不適合等）がある場合は、書類一式を返送し補正を求めることがあります。

- ◆ 返送後に書類を補正し、再提出が令和8年4月1日以降となった場合には、改正後の手数料が適用されます。
- ◆ 3月中に提出された場合であっても、不備により受理できない場合は旧料金を適用できないことがあります。提出前に、必ず書類に不足や誤りがないか確認を徹底してください。

4 手数料の納付方法

- ◆ 秋田県収入証紙により納付してください。
- ◆ 証紙は、秋田県庁売店などの証紙売り場で購入可能です。 [[秋田県収入証紙の購入にあたって](#)]

お問い合わせ・送付先

秋田県教育庁義務教育課 調整企画・教員免許チーム

〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電話：018-860-5141

[[秋田県教育庁義務教育課ホームページ「令和8年4月1日から手数料を改定します」](#)]